

太田市 告示第 73 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により太田都市計画道路を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

太田市長 穂積 昌信

1 都市計画の種類及び名称

太田都市計画道路 3・4・31 号	尾島環状線
太田都市計画道路 3・5・54 号	新町徳川線
太田都市計画道路 3・5・55 号	歴史公園南北線
太田都市計画道路 3・3・13 号	竜舞中央線

2 都市計画を変更する部分

太田都市計画道路 3・4・31 号	尾島環状線	尾島町、岩松町、亀岡町の各一部及び路線名
太田都市計画道路 3・5・54 号	新町徳川線	世良田町の一部
太田都市計画道路 3・5・55 号	歴史公園南北線	世良田町の一部
太田都市計画道路 3・3・13 号	竜舞中央線	廃止

3 縦覧場所

群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課